

## 国による地方交付税削減及び地方公務員給与削減要請に対する決議

(九 州)

国は、平成25年度地方財政計画において、平成25年7月から国家公務員と同様の給与減額支給措置を実施することを前提とした地方交付税の削減を決定し、地方公務員の給与を減額するよう要請しているが、このことについては、次に掲げるような問題があり極めて遺憾と言わざるを得ない。

- 1 地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨に則り、それぞれの地域の実情や財政状況等を総合的に勘案したうえで、各地方公共団体が自主的に決定すべきものであり、ましてや、地方交付税を政府の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源であるという性格を否定するものであり、地方自治の根幹を揺るがす重大な問題である。
- 2 今回の大幅な地方公務員給与の削減は、地域経済にも多大な影響を及ぼすものであり、国が喫緊の課題としている地域経済の活性化に矛盾するものである。
- 3 これまで地方公共団体は、国を上回る職員数の削減や給与制度全般の見直しなどにより、総人件費の大幅な削減を断行してきており、今回の国からの要請は、こうした地方の自主的な取組みを適切に評価したものとなっていない。

については、地方自治に関わる施策の決定・実施にあたっては、国と地方の協議の場等を通じ地方との十分な協議を行うことを前提とし、今後二度と今回のような地方自治の本旨に反する、強制的手法による地方への要請を行うことがないように、強く求める。

以上決議する。

平成25年5月16日

第112回九州市長会